

## 氷川町商工業創業支援・事業所等整備促進事業補助金

### 1. 創業支援事業

概要	空き地及び空き店舗を活用して、新規に事業所等を開設するために必要な改修工事・新築工事に係る経費に対する補助
対象者	商工業 新規創業希望者
対象事業所	対象者が所有し、又は所有者と賃貸借契約を行い、自己の営業活動を行おうとする町内の事業所等
対象事業	①対象者による空き地を活用した事業所等の新築工事 ②既存の空き店舗等の内外装の改装、増築等に係る工事 ただし、事業完了後3カ月以内に事業を開始すること。
対象経費	10万円以上（税込み）の工事費・事業所の賃借料
補助上限	工事費：対象経費の20%（上限200万円） 賃借料：賃貸借契約上の月額賃料の50%以内（上限月額3万円以内で補助開始から12ヶ月を限度とする）
その他要件	リフォーム等促進事業登録工事店に依頼すること

### 2. リフォーム等事業

概要	現に業を営んでいる事業所等を改善するために必要な改修工事・新築工事に係る経費に対する補助
対象者	現に町内で業を営む商工業者・事業承継しようとする商工業者
対象事業所	対象者が所有し、自己の営業活動を行っている町内の事業所等
対象事業	①対象者が業を営んでいる既存の店舗等の内外装の改装、増築等に係る工事 ②空き地を活用した拡張、移転による事業所等の新築及び空き店舗等の内外装の改装、増築等に係る工事
対象経費	10万円以上（税込み）の工事費
補助上限	工事費：対象経費の20%（上限50万円・事業承継の場合は上限100万円）
その他要件	リフォーム等促進事業登録工事店に依頼すること

### 3. 機械・器具等整備事業

概要	事業に必要な機械・器具等の購入経費に対する補助
対象者	商工業新規創業希望者・現に町内で業を営む商工業者
対象事業所	対象者が所有し、自己の営業活動を行おうとする町内の事業所等 対象者が所有し、自己の営業活動を行っている町内の事業所等
対象事業	事業に必要な機械・器具等の購入で、業務用で設置工事を伴うもの（容易に移動できないもの）とし、中古品及び汎用性の高いものは除く
対象経費	1点につき10万円以上（税込み）の購入費
補助上限	対象経費の20%（上限50万円）

#### 4. 共通事項

申請の流れ	①交付申請→②交付決定(却下)→③事業着手→④事業完了→⑤完了報告→⑥現地確認→⑦確定通知→⑧補助金請求→⑨支払い ※交付決定前に事業に着手したものは対象となりません。
交付申請	申請書、事業計画書、新規の場合は創業計画書、事業内容の分かる書類(設計書、図面、カタログ等)、対象事業所等の所有者がわかる書類、見積書、事業着手前の現況及び事業実施予定箇所の写真、位置図、委任状、商工会の推薦書
実績報告	完了報告書、事業費代金請求書及び代金領収書の写し、事業完了後の事業所等の現状及び事業完了箇所の写真、新規創業の場合は開業届の写し(個人)・登記事項証明書(法人)、建物の登記事項証明書(新築)、請求書
補助の対象とならない事業所等	①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業所 ②創業支援事業では他の者が行っていた事業を承継して行う事業所 ③フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業所 ④その他町長が適当でないと認める事業所
補助の対象とならないもの	①土地及び建物の購入並びに土地の造成、看板製作等に係る費用 ②外構工事等の事業所等本体以外に係る費用 ③合併処理浄化槽の設置及び管路工事に係る費用 ④その他補助対象事業として認められないものに係る費用
事業取消	①補助の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき ②補助対象事業を承認なく着手、変更、中止したとき ③提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき ④その他この規則に違反する行為があったとき
その他要件	①事業完了後2年以上継続して営業活動を行うものであること ②町税等を滞納していないこと。 ③個人事業者の場合、事業完了までに本町に居住し、住民登録をしていること ④法人の場合、事業完了までに本町を本社(本店)所在地とした法人登記が行われていること ⑤過去にこの規則に基づく補助金の交付を受けていないこと ⑥氷川町商工会が実施する創業相談又は経営相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を受けていること ⑦1と3、2と3は併用可。1と2は併用できない。